

久喜市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
久喜市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成29年久喜市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「当該収納の日の翌日までに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「当該振り替えられた日のうちに」を「速やかに」に改める。

第30条を次のように改める。

（口座振替による支出手続）

第30条 上下水道部長は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、出納取扱金融機関の下水道事業の預金口座から、残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額を通知して行わなければならぬ。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。